

お問い合わせ先一覧

- 町役場
☎096-234-1111 (代表)
- 町教育委員会
(町生涯学習センター)
☎096-234-2447 (代表)
- 町総合保健福祉センター
☎096-235-8711
- 町水道管理センター
☎096-234-0755
- 町民センター
☎096-234-2459
- 町学校給食センター
☎096-234-0255
- 町史編さん係
(町教育委員会社会教育課)
☎096-234-3310
- 町老人憩いの家
(社)甲佐町社会福祉協議会
☎096-234-0423
- 御船町甲佐町衛生施設組合
(クリーンセンター)
☎096-282-0688
- 上益城消防署
☎096-282-1955
- 御船警察署
☎096-282-1110
- 上益城広域連合
☎096-237-2891
- 県上益城地域振興局
☎096-282-2111
- 県御船保健所
☎096-282-0016
- 県庁
☎096-383-1111

お知らせ

国民健康保険被保険者証の交換はお済みですか？

甲佐町国民健康保険に加入している人で、まだ平成24年度の国民健康保険被保険者証(薄い青色)をお持ちでない人は、旧被保険者証(薄い赤色)をお持ちになり、町住民生活課で切り替えをしてください。

世帯に国保加入者が複数人いる場合は、加入者全員の被保険者証をお持ちになってください。また、やむを得ない理由で別世帯の代理人に切り替えを依頼する場合は、委任状が必要です。

○高額な外来診療を受ける国民健康保険加入者の皆さんへ

平成24年4月1日からは、高額な外来診療を受けたとき、限度額適用認定証などと被保険者証を提示すれば、1か月の医療機関の窓口支払いが一定の金額

にとどめられます。認定証の交付を受ける人は、被保険者証と印かんをお持ちになり、町住民生活課で申請してください。すでに交付を受けた限度額認定証などについても、記載されている有効期限までは使用できます。

これまで同様に、医療機関窓口で一部負担金を支払い、その後、申請により払い戻しを受けることもできます。所得区分などにより交付を受けられない場合がありますので、ご了承ください。

▼お問い合わせ先
町住民生活課
☎096・234・11113
(内線106)
✉kg204@town.kosa.lg.jp

身体障がい者を対象とした軽自動車税の減免申請

身体障がい者の皆さんは、障がいの区分に応じて、定められた級の障がいがある場合、申請により軽自動車税が減額また

は免除(減免)されることがあります。

減免の対象になると思う人は、次の書類を準備の上、町税務課に申請してください。ただし、減免の対象になる自動車は1人の身体障がい者に対して1台です。ご注意ください。

▼減免対象となる軽自動車

- ①身体や精神に障がいのある人が所有(取得)する軽自動車
- ②身体障がい者本人が18歳未満の場合、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちのときは、その者と生計を一にする者が所有(取得)する軽自動車

軽自動車専ら障がいのある人のために使用する軽自動車および単身で生活する障がい者のために使用する軽自動車

▼申請に必要なもの

- ①交付を受けている手帳
- ・身体障害者手帳
- ・戦傷病者手帳(身体障害者手帳の交付を受けず、戦傷病者手帳の交付を受けている人)

- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳

- ②車検証
- ③運転者の運転免許証
- ④印かん

※①～④を準備の上、町税務課にて備え付けの軽自動車税減免申請書にご記入ください。

※軽自動車税納付書を受け取られたら、お手数ですが町税務課までお持ちください。

▼減免申請書の受け付け期間
4月2日(月)～23日(月)

▼申請・お問い合わせ先

町税務課
☎096・234・1111
(内線111)
✉klg105@town.kosa.lg.jp

農業振興地域農用地の除外申請の受け付けについて

町では、平成23年度から平成24年度にかけて、農業振興地域整備計画の策定(全体見直し)を行っています。

それに伴い、年2回(4・10

日曜当番医

月 日	当番医	電話番号
4月1日	谷田病院	☎096-234-1248
4月8日	小屋迫医院	☎096-234-0165
4月15日	荒瀬病院	☎096-234-1161
4月22日	谷田病院	☎096-234-1248
4月29日	甲佐眼科	☎096-235-5600

町税などの滞納処分(2月分)

種 別	件数・金額など
家 宅 捜 索	0件
動 産 差 し 押 さ え	0点
不 動 産 差 し 押 さ え	0件
国 税 還 付 金 差 し 押 さ え	3件 / 35,640円
交 付 要 求	0件

平成24年度「町水質検査計画」について

●「検査計画」に基づき実施

町水道事業では、毎日、安全で安心して使うことができる水道水を提供するために、「町水質検査計画」に基づいて定期的に水質検査を行い、良好な水質の維持に努めています。水道水の安全性を確保するために、水質検査を配水系統ごとに実施します。また、原水についても、適正な浄化処理を確実にを行うために、水質検査を実施します。

水道法で検査が義務づけられている項目および水質管理上必要な項目について、水質基準に適合しているか検査し、結果を評価検討後に公表します。

●町水道事業の概要

- ◆給水区域 甲佐地区、竜野地区(内田簡易水道の給水区域を除く)、乙女地区(麻生原簡易水道の給水区域を除く)、白旗地区、宮内地区(上揚・安平のみ)
 - ◆計画給水人口 13,000人
 - ◆給水人口 9,150人
 - ◆年間総配水量 925,000立方メートル
 - ◆1日平均給水量 2,534立方メートル
- ※給水人口および水量は、平成24年度での予定数値です。

●水質検査の項目や方法

◎検査項目

- ① 1日に1回3項目(色、濁り、残留塩素)
- ② 1か月に1回9項目(一般細菌など)
- ③ 3か月に1回22項目(シアン化合物イオン、塩化シアン、塩素酸など)

④ 6か月に1回(浄水)50項目(カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素、硝酸態および亜硝酸態窒素、フッ素など)

⑤ 3か月に1回(原水)2項目(大腸菌、嫌気性芽胞菌)

⑥ 6か月に1回(原水)39項目(カドミウム、水銀、セレン、鉛、ヒ素など)

◎採水場所

【浄水】

○第1配水池系 町総合保健福祉センター

○第2配水池系 船津公民館

○第3配水池系 芝原消防ポンプ所給水栓

○六谷配水池系 六谷水質検査用給水栓

○上揚・安平配水池系 安平集会所

【原水】

○第1水源 浅井戸 豊内18・2

○第2水源 取水堰 上早川(六谷地内)

○第3水源 浅井戸 有安701

◎検査方法

厚生労働省の水質基準に関する省令の規定に基づき、厚生労働大臣が定める方法に従って、検査機関に委託します。

「町水質検査計画」や検査結果については、町公式ウェブサイトや『広報こうさ』で公表します。検査結果の評価は検査ごとに行い、検査結果を基に必要な応じて「町水質検査計画」を見直します。

※町公式ウェブサイト

URL <http://www.town.kosa.kumamoto.jp/>

▶お問い合わせ先

町環境衛生課水道係

(町水道管理センター内)

甲佐町大字有安701

TEL 096 - 234 - 0755

✉ kosa-suido@tea.ocn.ne.jp

月)受け付けしていません。農業振興地域農用地の除外申請について、平成24・25年度は受付時期を変更しますのでご了承ください。除外申請の相談につきましては、随時受け付けます。

▼除外申請受付時期

○平成24年度

・4月 受付可

※期限は、平成24年4月5日(木)です。

・10月 受付不可

○平成25年度

・4月 受付不可

・10月 受付可

※期限は、平成25年10月4日(金)です。

▼お問い合わせ先

町産業振興課

TEL 096 - 234 - 1176

(内線157)

✉ k1g20@town.kosa.lg.jp

麻しん風しん混合ワクチンの定期接種をお忘れなく

平成20年法改正により、平成20年4月から5年間限定で麻しん風しんワクチンの定期接種者に、第3期(中学1年生相当年齢)と第4期(高校3年生相当年齢)が加えられ、今年度は期間最後の年度になります。麻しん・風しんが流行する夏前まで

おれ

ふるさと甲佐応援寄附金

「ふるさと甲佐応援寄附金」にご協力いただき、誠にありがとうございました。

町では、心温まるご好意を町の振興のために大切に使用させていただきます。引き続き、多くの皆様のご理解とご協力をお願いします。

▼ご寄附いただいた皆様

お名前 ご住所

・池田 美須様 熊本市

▼平成23年度寄附金額合計

850,000円

(3月15日現在)

▼お申し込み・お問い合わせ先

町総務課

TEL 096 - 234 - 1140

(内線224)

✉ k1g102@town.kosa.lg.jp

に、予防接種を済ませましょう。また、平成18年4月2日〜平成19年4月1日生のお子さん(年長相当年齢)は、小学校入学前に2回目のMRワクチン接種を済ませましょう。

▼お問い合わせ先

町総合保健福祉センター

TEL 096 - 235 - 8711

✉ kosa@drive.ocn.ne.jp

environmental preservation

クリーンセンターへのごみ搬入量(2月分)

種別	搬入量	前月比較	前年比較
可燃ごみ	155,480	△33,510	△4,770
資源ごみ	17,420	△5,220	△250
粗大ごみ	2,740	△1,160	△370
合計	175,640	△39,890	△5,390

※単位・*0

traffic safety

交通事故件数

種別	発生件数	前年比較
事故件数	10	(3)
死者	1	(1)
傷者	13	(5)

2月15日現在(カッコ内は前年比較)

fire prevention

出動火災件数

種別	発生件数	前年比較
家屋	2	(2)
原野	0	(△2)
その他	0	(△1)
合計件数	2	(△1)

2月15日現在(カッコ内は前年比較)

お知らせ

3歳児健康診査の対象者の年齢が4月から変わります

町では、平成24年度から3歳児健康診査の対象者を変更して実施します。

これまで、3歳0～2か月の幼児を対象として実施していましたが、3歳3～5か月に変更して3歳児健診を実施します。保護者への通知などは、これまでどおり送付しますので、必ず受診してください。

お問い合わせ先

町総合保健福祉センター

TEL 096・235・8711

✉ kosa@drive.ocn.ne.jp

し尿および浄化槽汚泥の搬入制限に関するお知らせ

御船地区衛生施設組合では、し尿受入槽防食整備工事に伴い、し尿および浄化槽汚泥の搬入量の制限などを行います。

工事により、急なし尿のくみ取りや浄化槽清掃などの対応ができませんので、ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

▼し尿および浄化槽汚泥の搬入制限期間

4月23日（月）～27日（金）

▼し尿および浄化槽汚泥の搬入禁止期間
5月1日（火）、2日（水）

お問い合わせ先

御船地区衛生施設組合

TEL 096・282・2970

障害のある人もない人もともに生きる熊本作り条例

県では、「障害のある人もない人もともに生きる熊本作り条例」を、4月1日（日）全面施行しました。

この条例は、障がいのある人に対する県民の皆さんの理解を深め、障がいのある人の権利を擁護するための施策を推進することを目的としたものです。

障がいのある人の権利擁護や差別禁止に関する条例としては、全国の都道府県で4番目に制定されました。

▼条例の特徴

①県民の障がいのある人に対する不利益取り扱いの防止を図るため、何が不利益取り扱いに当たるかの「ものさし」を示したこと

②社会的障壁の除去のための「合理的配慮」を求める規定を設けたこと

③不利益取り扱い、合理的配慮または虐待に関する地域相談員や広域専門相談員の配置による「相談体制」、不利益取

Event

甲佐町ゴルフ協会からのお知らせ

第2回 甲佐町杯ゴルフ大会

開催場所

熊本南カントリークラブ

期日 5月3日(木)

おめでとうございます。ゴルフ自慢が集まっの祭典。今回第2回大会も、甲佐町の協力で町おこしのコンペを開催します。気軽に参加して、すてきな賞品を持ち帰って下さい。

プレー料金	昼食バイキング付き	
	ビジターさま	メンバーさま
セルフプレー (3・4バック)	9,000円	5,500円
キャティ付プレー (4バック)	11,000円	7,000円

※朝食無料サービス（朝7時～9時まで）

参加費
〈別途〉2,000円
※参加者全員に参加賞
あります。

ご予約・お問い合わせは

TEL:096-234-3838

熊本南カントリークラブ
熊本県上益城郡甲佐町南三箇1273-18

甲佐町総合型地域スポーツクラブ
「I・YOUスポーツクラブ」
4月のアユスポ・カレンダー



佐藤 政徳さん
(下横田区)
バドミントン

スポーツが、健康維持に
役立っています。

●スポンジテニス&バドミントン

甲佐小学校体育館・毎週月曜日

- 4月2日(月) 午後7時30分
- 4月16日(月) 午後7時30分
- 4月23日(月) 午後7時30分

●少年柔道

甲佐中学校武道館「甲心館」・毎週火・木曜日

- 4月3日(火) 午後7時
- 4月5日(木) 午後7時
- 4月10日(火) 午後7時
- 4月12日(木) 午後7時
- 4月17日(火) 午後7時
- 4月19日(木) 午後7時
- 4月24日(火) 午後7時
- 4月26日(木) 午後7時

●ジュニアバレー

町トレーニングセンター・毎週火・木曜日

- 4月3日(火) 午後6時30分
- 4月5日(木) 午後6時30分
- 4月12日(木) 午後6時30分
- 4月17日(火) 午後6時30分
- 4月19日(木) 午後6時30分
- 4月24日(火) 午後6時30分
- 4月26日(木) 午後6時30分

●ラージボール卓球

町生涯学習センター・毎週水・木曜日

- 4月4日(水) 午後7時30分
- 4月5日(木) 午後7時30分
- 4月11日(水) 午後7時30分
- 4月12日(木) 午後7時30分
- 4月18日(水) 午後7時30分
- 4月19日(木) 午後7時30分
- 4月25日(水) 午後7時30分
- 4月26日(木) 午後7時30分

■お問い合わせ先

I・YOU(アユ)スポーツクラブ事務局
町教育委員会社会教育課内)
TEL096-234-2447(内線325)
✉k1g110@town.kosa.lg.jp

り扱いに関する「個別事案解決の仕組み」を設けたこと
④障がいのある人に対する県民の理解を深めるための啓発活動の推進、障がいのある人となない人の交流の機会の提供などの措置を講ずる規定を設けたこと
▼お問い合わせ先
県障がい者支援課
TEL096・333・2236

食中毒が起こりやすい季節 十分に注意しましょう
気候が暖かくなり、遠足や運動会、ハイキングなど、イベントが多い季節になりました。気温が高くなると、食中毒が起こりやすくなります。食品の衛生的な取り扱いを心掛け、楽しい思い出を台なしにしないためにも、十分注意しましょう。
▼お弁当を作るときは
・必ず、食べる当日に作りましょう。

・作る前、食べる前には、手をよく洗いましょう。
・食品には熱をしつかり通し、十分に冷ましてから清潔な布巾で詰めましょう。
・お弁当は涼しいところで保管し、早めに食べましょう。
・食べ残しの食品は、思い切つて捨てましょう。
▼バーベキューなどで食事をするときには
・生肉には、O・157、サルモネラなどの食中毒菌が付いている可能性があるので注意しましょう。
・生肉と野菜は、別々に盛りつけましょう。
・「焼くときのはし」と「食べる時のはし」は、区別しましょう。
・肉は、中心部まで十分に加熱して食べましょう。
▼お問い合わせ先
県御船保健所
TEL096・282・0016

繁殖期の野鳥保護および指導取締強化月間
春は野鳥の繁殖期です。巣立ちしたひなが落ちていても、必ず親鳥が保護しますので拾わないようにしましょう。
県では、5月10日(木)からの1か月間を指導取締強化月間と定め、違法捕獲などの防止に取り組めます。県民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。
▼お問い合わせ先
・県上益城地域振興局林務課
TEL096・282・0333
・県自然保護課
TEL096・333・2275

熊本県最低賃金のお知らせ
熊本県最低賃金が時間額647円に、昨年10月改定されました。産業別最低賃金についても改定されています。これらの最低賃金を遵守して

いただきますようお願いいたします。
▼お問い合わせ先
熊本労働局労働基準部賃金室
TEL096・355・3202

くらし安全
街頭犯罪が多発しています
街頭犯罪(自転車盗、万引き、車上狙い、オートバイ盗、空き巣など)が多発しています。
今、子どもの見守り活動、防犯パトロールなど自分たちの町を自分たちで守ろうという活動が盛んに行われています。キーワードは「地域の目」です。住民の連帯感で犯罪者を遠ざけ、安全で安心して暮らせる町にしていきたいでしょう。
▼お問い合わせ先
御船地区防犯協会連合会(御船警察署内)
TEL096・282・1110

町生涯学習センター・ギャラリーモール展のお知らせ ～4月～

- 「緑川の日」協賛「わが心のみどり川」展
▶期間 4月29日(日)～5月11日(金)
▶内容 油彩画、水彩画、水墨画、版画、写真など甲佐町文化協会参加団体の作品展示
- 「緑川の日」協賛「わが心のみどり川」展
▶期間 4月29日(日)～5月11日(金)
▶内容 油彩画、水彩画、水墨画、版画、写真など甲佐町文化協会参加団体の作品展示
- お問い合わせ先
町社会教育課 TEL096-234-2447
✉k1g110@town.kosa.lg.jp
- 立山照子米寿記念版画展
▶期間 4月2日(月)～20日(金)
▶内容 「トルストイ民話集」や「秋の味覚」(熊本県美術協会賞)など珠玉の14点
- 町公民館自主講座学習発表会展示
▶期間 4月21日(土)～27日(金)
▶内容 自主講座の作品などを発表展示